広島県農業会議第１回常任会議員会議議事録

１．開催日時　　平成21年4月17日(金)　午後1時30分から4時00分

２．開催場所　　広島市中区鉄砲町　広島県土地改良会館会議室

３．出席会議員（１６人）

1番　渡辺眞作	2番　梶原安行	3番　佐々木信幸
4番　林　武彦	5番　重光照久	6番　近廣多郎
7番　槇原勝正	8番　大元活男	9番　石田文雄
10番　中谷憲登	11番　中原輝雄	12番　福本正彦
14番　小泉俊雄	15番　高橋敬明	17番　安井裕典
18番　滝口季彦		

４．欠席会議員（３人）

16番　山口泰治　　19番　牛尾洋昭　　20番　西岡恒治

５．議　事

第1号議案　　農地法第4条第3項の規定による諮問について

第2号議案　　農地法第5条第3項の規定による諮問について

第3号議案　　農地法第20条第3項の規定による諮問について

6. 報告事項

(1) 平成21年度農業関係施策と予算について

(2) 平成21年度全国農業委員会会長大会のスケジュールについて

7. 情報交換

広島県耕作放棄地再生利用協議会の活動について

8. 県及び市町農業委員会職員

県農林水産総務課企画室長　川村　晃

県農業経営課長　　　　　河原　直司

〃　　　事業調整監　沖　　守

〃　　　主査　　　　吉長光一郎

〃　　　主任専門員　長嶺　孝

〃　　　専門員　　　松井清人

〃　　　主任主事　　平野恵子

県農地整備室主任主査　　坪井満正

広島市農業委員会　主査　今村好司

呉市農業委員会　次長　加藤昌治

竹原市農業委員会　主任主事　村尾裕基

三原市農業委員会　次長　北山静美

尾道市農業委員会　係長　中野勝史

三次市農業委員会　係長　梶川真治

三次市農業委員会　主任　渡辺英俊

庄原市農業委員会　主任　岸　泰弘

東広島市農業委員会　係長　山本剛三

廿日市市農業委員会　専門員　林田博史

江田島市農業委員会　事務局長　峯本雄三

江田島市農業委員会　書記　小澤辰雄

安芸太田町農業委員会　書記　瀬川善博

土地改良事業団体連合会　次長　井居秀隆

土地改良事業団体連合会　課長　児玉雅彦

9. 農業会議事務局職員

事務局長　木原政弘

次長　江上正一

主監　香川和久

主査　高橋　誠

主任　平山太郎

10. 議事内容

事務局	ただ今から、平成21年度第1回常任会議員会議を開会いたします。 なお、今月より、会議会場を変更し、新たな環境の中で、常任会議員会議を円滑に運営させていただくために、会長のサポートをしていただく両副会長の配席を会長の両隣にお座りいただく配席に変更させていただいておりますので、ご了承ください。 それでは、開会にあたり、●●会長が、御挨拶を申し上げます。
会　長	（あいさつ）
事務局	ここで、今年度最初の常任会議員会議にあたり、主管課であります県農業経営課の●●課長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきます。
●　● 課　長	（あいさつ）
事務局	ありがとうございました。　●●課長さんは、ご公務のため、ここで退席されます。
事務局	4月の県の人事異動に伴い、常任会議員会議を担当する県の職員の方に異動がありました。　また、本年4月から新たに、農地法及び農振法に係る知事権限の移譲を受けられました呉市農業委員会から、ご出席いただいておりますので、ご紹介します。 なお、ご紹介は、それぞれ自己紹介でお願いします。
農業 経営課	（自己紹介）
事務局	続いて、今回、権限移譲を受けられた呉市農業委員会の方、お願いします。
呉　市	（自己紹介）

事務局　最後に、広島県農業会議の人事異動につきましては、2名の異動がございましたので紹介いたします。

（自己紹介）

事務局　なお、平成21年度の農業会議事務局職員の事務分掌につきましては、事務分担表をお手元に配布しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

今年度もよろしくお願いいたします。

それでは、これより会議に入ります。　事前に送付しております諮問資料は、その後の変更はございませんので、ご持参いただいた諮問資料が正本となりますので、ご了承願います。　なお、資料の3として、説明案件に係る参考地図を別冊で付けております。説明案件の説明時にご覧いただきたいと思います。

それでは会則第37条の規定により、会長が議長を務めさせていただきます。　滝口会長よろしくお願いします。

議　長　それでは、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席会議員数を報告いたします。　常任会議員総数19人、うち本日の出席は16人です。

出席者が過半数に達しておりますので、本会議会則第32条の規定により、会議は成立いたします。 議事録署名者を、私の方から指名いたします。

4番●●会議員、12番●●会議員に、お願いいたします。

よろしくお願いします。

議　長　これより審議に入ります

今回、諮問のありました農地法第4条・第5条関係議案の概要を、●●事務局長からご説明します。

事務局　（議案5ページから14ページの説明）

議　長　ただ今の、説明について、ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

（質疑なし）

議　長

それでは、第１号議案「農地法第4条の規定による諮問について」を、議題にいたします。 関係の農業委員会から、順次ご説明を、お願いいたします。

それでは、三次市農業委員会からお願いします。

三次市農業委員会

（資料1の1ページの案件説明）

議　長

以上で、説明が終わりました。 ただ今、ご説明のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて18 件の諮問を受けております。

これらについて、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

（質疑なし）

議　長

ご質問がないので、第１号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申してよろしいでしょうか。

会議員

「異議なし」の発言

議　長

異議なしの声がありましたので、第１号議案は、「諮問のとおり許可されることに、異議ない」旨、答申いたします。

つづいて、第２号議案「農地法第5条の規定による諮問について」を、議題にいたします。　関係の農業委員会から、順次ご説明を、お願いいたします。

それでは、三原市農業委員会からお願いします。

関係農業委員

三原市農業委員会（資料1の2ページの案件説明）、尾道市農業委員会（資料1の3ページの案件説明）、東広島市農業委員会（資料1の6ページの案件説明）、廿日市市農

会　　業委員会（資料1の7ページの案件説明）、江田島市農業委員会（資料1の8ページの案件説明）　安芸太田町農業委員会（資料1の9・10ページの案件説明）

議　長　　以上で、説明が終わりました。

ここで、常任会議員による農地法諮問案件に係る事前現地調査といたしまして、今月、諮問を受けております案件の中から、農地法5条の規定に基づき、安芸太田町農業委員会から諮問があり、先ほど安芸太田町農業委員会より説明のありました一時転用案件について、●●常任会議員と、北広島町の●●会議員の2人に、4月10日、地元農業委員会長及び事務局立ち会いのもと、現地調査を行っていただきました。

その調査報告を、●●会議員さんからお願いいたします。

●●会議員　　（資料4により報告）

議　長　　ありがとうございました。

ただ今、ご報告のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて62件の諮問を受けております。これらについて、ご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

●●会議員　　資料1の6ページの東広島市の案件の権利内容が地役権となっているが、この地役権について説明をお願いします。

東広島市農業委員会　　東広島市農業委員会です。地役権とは、自分の土地の利益のために、他人の土地を使用する権利で、例えば、自分の土地へ入るために他人の土地を通ったり、自分の農地のために他人の土地から水を引く権利などがこれに該当します。このような場合、地役権を設定しないまでも、土地を借りることによって同じような目的を達成することはできますが、賃借権を設定すると、貸した者はその土地を使用することが出来ず、農地へ水を引くというような場合には、水源の土地を所有する者はその土地を使用することが出来なくなる不便な状況に陥ります。

従いまして、地役権という物権を認めて、他人にも使わせ、自分も使うということにしたものです。 地役権の設定についての許可方法ですが、不動産登記法により、分筆する

必要が無く、一部でも登記できるため、農地法の許可も一部でも許可することができます。許可に当たって、許可指令書に、地役権図面を添付、割り印をして許可するため、地役権の範囲を確定することが出来ます。

議　長　　ただ今の説明で、よろしいでしょうか。

●●会議員　　はい。

議　長　　他に、ご質問がないようなので、第2号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申してよろしいでしょうか。

会議員　　「異議なし」の発言

議　長　　異議なしの声がありましたので、第2号議案は、「諮問のとおり許可されることに、異議ない」旨を、答申いたします。

つづきまして、第3号議案「農地法第20条の規定による諮問について」を、議題にいたします。　前回の常任会議員会議において、県から諮問があり、諮問案件に対する現地の状況の調査が必要ということで、保留とさせていただいております世羅町における農地法第20条の規定による案件について、4月9日に、●●会議員、●●会議員、●●会議員の3人に、世羅町役場において、世羅町農業委員会及び県農業経営課からの聞き取り及び現地調査を行っていただいております。 その調査報告を、●●会議員さんからお願いいたします。

●●会議員　　ただ今、議長から説明いただいたように、三原市の●●さん、尾道市の●●さんとともに、現地調査を実施しました。

世羅町農業委員会からの聞き取りの中で、非常に遺憾に思うことがございました。本件については、世羅町のようなムラ社会で物事を決めるのは、口頭で行っているし、それが当たり前だと話されていましたが、私としては、それに対して認識の甘さを感じたし、法人代表である●●さんには、この問題に対して、書面で契約を交わすなど、これだけの多

額の投資をするのであれば、慎重さがあってしかるべきであったと思いました。簡単に口頭ですませるというような詰めの甘さが今回のような問題を起こし、知事を巻き込むような深刻な紛争になったのだと実感しております。

　大きな投資を行うのであれば、しっかりと文書契約を締結するという法的な行為がほしかったということであります。そうでなく、口頭で処理し、法的な確認を取らずに行った行為であるため、このような事態になったのであります。世羅町は、集落法人の育成や農業振興といった面で先進的な町であり、今後、このような問題が起きないような、法的にも慎重な対応をお願いしたいと思っております。

　内容的には、非常に複雑でわかりにくくなっておりますが、これから先、このような問題が起きることのないよう、私の地元である●●市においても、口頭でなく、文書契約を心がけるよう、指導していきたいと思っております。

　皆様に、ご理解いただけたかどうかわかりませんが、以上をもって、現地調査結果とさせていただきます。

議　長

　ありがとうございました。

　この件につきましてご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

●●会議員

　農業会議の方から、これまでの経過について説明をいただければ、我々3人の調査員が許可妥当と判断したことが、他の会議員さんにご理解いただけると思いますので、説明をお願いします。

事務局

　それでは、資料5をご覧ください。1枚目の資料は、先月の常任会議員会議に県の方から説明をいただいた物でございます。これを受けて農業会議の意見をその場では申し上げにくく、時間を取って現地調査や整理が必要だということで、4月9日に現地調査を行っていただいております。資料の2枚目に、調査当日、県並びに地元農業委員会の方から、これまでの経過等をお聞きして、お互いに争いの無い事実、賃貸人も賃借人もお互いに異論のないところを書いております。

　これらの経過については、時間の関係上、　全てをお話しするのは難しいのですが、下から2行目の、20年9月5日には、これらの経過の中で地元農業委員会では、今回の申請については不許可相当との意見を出して、県に送付された。

それから県では、農業委員会の意見を参考に、現地、地主、小作人等から慎重に聞き取り調査等を行って、21年3月12日付けで農業会議に許可相当として、諮問いただいております。農業委員会は不許可、県は許可と意見が割れておりますので、若干時間をいただいて、答申内容を整理する時間をいただいたということでございます。

資料の3枚目は、農業委員会の意見と県の意見を極めて単純化して整理しております。農業会議といたしましては、現地調査も実施し、これらの経過等を照らし合わせまして検討させていただきました。その結果は、3の調査結果に基づく意見にまとめさせていただいております。法的には、調査結果、経過等に照らして判断すると、20条第1項の規定に基づく許可はやむを得ないであろうという判断をしております。

ただ、許可後の問題もあるということで、少しただし書き以下を読ませていただきますと、「ただし、許可処分はやむを得ないとしても、本件は、賃借人によってぶどう植栽のため相当額の投資が行われていること、平成19年12月から貸借期間を10年間とする賃貸借契約が締結されていること、及び賃借人は県や町が重点施策として育成・確保を目指している地域農業の担い手である集落法人であること、などを考慮し、今回の許可処分による契約解除を契機に、賃借人の農業経営が破綻に陥ることのないよう、十分な配慮・支援をお願いする。」という内容を農業会議としての答申内容としたいとの整理をさせていただいております。この農業会議事務局で整理した意見は、調査員3名の方の見解を集約したもので、答申の方向、内容を示したものでございます。

議　長　　他にご質問はございませんか。

●●会議員　　十分な配慮・支援をお願いする、とあるが、それは期待できるのか。出来ないのであれば付けない方が良いのではないか。

事務局　　県からの諮問内容は、許可相当として、許可する場合には農業会議の意見を聞かなければならないという法律の規定に基づき、諮問されております。農業会議としては、法的判断として、許可はやむを得ないという判断を出さざるをえない。これが意見でございます。ただ、先ほど説明させていただきました経過をたどっておりますので、許可して契約が解除されたら、経営上の問題が出てきますので、県・町の方へ今後、配慮して、出来る限りの指導をお願いするという、農業会議の意見をお返しするということです。あくまで

も、農業会議として、配慮、指導をお願いするというものです。

●●会議員

県知事は許可妥当との判断だが、私たち農家を代表する組織としては、この貸借人を助けてあげなければならないと思う。現場の状況も、かなりの設備投資がされていることなどを考慮して、20条はやむを得ずに許可するが、貸借人の経営が破綻することのないよう配慮するという方向で私は賛成します。

●●会議員

この場では、はっきりとした判断を下さなければならないと思います。これだけの資金を投入するもの、田んぼに果樹を植えることは、土地の用途が大きく変わるわけで、しっかりした契約でやりとりすべきであった、あとで問題が起きても大丈夫なような契約をすべきであったと思います。

当事者間で話し合いの意志もなく、和解の可能性がまったくないと思われる本件については、これ以上判断を保留すべきでないと思います。ただし書きの配慮・支援をお願いしてもこの問題が解決するとは思わないが、行くとこまで行っている状況を思えば、今、ただし書きを付けてでも、白か黒かの結論を出さざるを得ないと思います。

●●会議員

我々の意見とすれば、許可する事をやむを得ないという結論を出さざるを得ないと思うが、それにしてもあれだけの設備投資をしているのだから、このただし書きを付けて答申することは間違っていないと思う。許可はやむを得ないが、賃借人の法人は、あれだけの投資をしており県や町も、なにがしかの配慮をしてあげることを要望するただし書きを入れることは間違ってはいないと思う。

議　長

それでは、ここで賛否を取らしていただきます・・・・・・。

農業経営課（●●）

その前に、1つお願いがございます。

賛否を取られるという議長さんの提案でございますが、世羅町農業委員会からの意見とすれば許可は妥当ではないという意見でありながら、県とすれば許可申請については認める、許可妥当であるというふうに判断しております。で、県とすれば一生懸命、法的に考えたことでございますが、これで仮に農業会議の諮問会議において、許可は妥当でない、という結論が出ますと、それこそ農業委員会と農業会議が、許可妥当でないと判断

したにもかかわらず県は許可するのか、といった事になりまして、当然県とすれば、抜本的に判断を見直すことになります。

そうした上で、町の農業委員会は農業委員会としての一定の根拠をお示しいただいておりますが、もしこれを許可妥当でないと、いうふうに農業会議としておっしゃられるのであれば、あくまでもこれは法に基づいて判断することでございますから、もし反対された方は、法的な根拠、もしくは、法的でなくても倫理的でも道義的でも結構でございます、県民の皆様が納得できる理由をお示しいただいて、その理由に基づいて、県で再検討させていただく、というふうにしたいと思いますので、どうぞ、もし、これに反対される方につきましては、理由を今でなくても結構でございます・・・・今でなくてはいけないのですが・・・・、裏付けについては後日でも結構でございますから、お示しいただきまして、県にお伝えいただきたいと思います。

それに基づいて、もちろんこれは、●●様もしくは、●●様が、これから色々と農政局へ異議申し立てである審査請求を出すことになりますが、その際には県に対して情報公開を求められる事になります。そういったことで、ここでのご意見というのは、もちろん諮問に係る当会議の分は公開されておりますが、県の判断と密接に関連するものとして、文書の情報公開をさせていただくこととなりますので、あらかじめご了承いただきたいと思います。

それとあと・・・ただ、この20条というのは、先ほど●●さんがおっしゃられたように、どうしても白黒を付けなければいけない、51対49でも白黒を付けなければいけないという非常につらいものでございます。たとえは悪いのですが、交通事故や民事裁判のように6対4や7対3というようなものがないので、これが非常に困っている事態になっていると思います。その点につきましては、町の方に、うちはお願いする立場にないのですが、町の方に動いていただいておりまして、弁護士さんを立てて、向こうの弁護士さんとの話し合いによって、何らかの解決を見いだすようにと、働きかけていると伺っておりますので、
その点も付け加えさせていただきます。すみませんが、どうぞよろしくお願いします。

●●
会議員

ちょっと待ってください。あんたら反対したらいけませんよと言っているのと同じじゃないですか。この会議でそんな事を言ってよいのですか。諮問会議でしょ、ここは、諮問だったら甲か乙か結論を出さなければいけないのか、そこをはっきり教えてください。

農業経営課(●●)

諮問に対してご意見をいただくわけですから、白黒を出していただく必要がございます。ですからその理由を教えていただきたいと伺っているわけです。

●●会議員

さきほどから、県の方からも色々聞いたんですが、今から耕作権よりも、わかりよく言いますと、いままでの所有から利用増進の方向へどんどん進むと思うんですね。今までで も、私の町でもこういった貸借問題では小さい問題がありました。貸し手が貸した間に借り手があぜ道を耕耘機が通れるように広げているとか、水路に勝手に鉄板を引いているということで途中で農業委員会へ地主が文句を言いにくる。利用増進が増えるとこういった問題が増えてくると思う。

今回の件もあれだけ説明を受けても私は一農業委員として、町の農業委員会の意見と、県は法的に裁判になってもどっちが有利かで判断を出されました。ですから一農業委員として、なにか意見の食い違いには地元の農業委員が間に入って、報告されていないことがあるのではないかと推察されます。ですから利用増進、利用増進と言いましても3年6年10年と色々な貸借期間がありますが、その時、間に入った農業委員は今まで以上に口頭では無しに書面で明確なものを、10年間なら10年間の明確な約束事を明記するとか、そういうふうな事とか、だんだん複雑な問題が出てくると思います。

ですからこの場で白黒つけなさいと言われても、地元の農業委員会と県との今後の歩み寄りの行動を取られるのなら我々も判断できますが、今の県の説明などを聞いたところで、これくらいの説明で白黒の採決を取ると言うことは、保留したい心境です。

こういった問題はこれからまだまだ増えてくると思います。国は利用増進、耕作放棄地を減らすために作りたい人は作りなさいよと言われても、その間に入る農業委員会は今まで以上に神経を使い、気を配って行かなければならないと思います。こういうふうな事が起きてこれだけの説明でここで採決します、今の県の説明を聞いたら、採決取りますと言われても、ああいうことを言われると手を挙げる気になりません。以上です。

議　長

新しい事実がでるかと言えば、こじれにこじれ非常に難しいと聞いております。農業会議が諮問機関として答申を出すとすれば、こういった内容の答申を出さざるを得ないと思うのですが、県の見解で、根拠を出せと言われると困るもので、根拠を出さなければなら

ない問題なのでしょうか。

農業経営課（●●）

すみません。言い方が悪うございまして申し訳ございません。最終的にどんなご意見をいただこうと責任を負うのは県でございます。説明責任を負うのも県でございますので、意見を伺った分についても、最終的に農業会議が言ったからと言うのではなく、県が全て最終的に判断を追うことになりますので、そこはちょっと違いますので申し訳ございません。

●●会議員

私は県の諮問内容について法的には賛同しなければいけないと思います。ただし、ただし書きぐらいは、今後集落法人を育成していくためにも町なり県がこのことについてなにがしかの配慮をすると言うような気持ちだけは県にはもってもらいたい、と言うことで、ただし書きは付けてよいと思う。

議　長

もう一度意見内容を読ませていただきます。

「農地法第20条に基づく許可はやむを得ないものであると認められる。ただし、行政処分はやむを得ないものとしても、本件は、ブドウ植栽のため相当額の投資が行われていること、平成19年12月から貸借期間10年間とする賃貸借契約が締結されていること、及び賃借人は、県及び町が重点施策として育成・確保を目指している地域農業の担い手である集落法人であること、などを考慮し、今回の許可処分による契約解除を契機に、賃借人の農業経営が破綻に陥ることのないよう、十分な配慮・支援をお願いする」旨の答申をしてよろしいでしょうか、という内容です。よろしいでしょうか。

会議員

よろしいです。

議　長

●●さん、これでよろしいでしょうか。

農業経営課（●●）

今でも県の機関をあげてフォローアップするようにいっていますが、今日のこのご意見が出されれば改めて、こういった意見があったということを真摯に受け止めまして、指導所なり、補助事業の指導者である東部事務所の方へ伝えていきたいと思います。

●●会議員　ありがとうございます。それでよいと思います。

議　長　それでは、皆さんこれでよろしいでしょうか。

会議員　はい。

議　長　それでは、第3号議案は、先ほど申し上げましたとおりの内容の答申をいたします。

審議事項につきましては、以上で終了しました。

農業委員会の方々には、大変ご苦労さまでした。次回の常任会議員会議は、5月18日　月曜日　午後1時30分から、当「土地改良会館」で、開催いたします。

（県及び農業委員会職員が退席する）

議　長　それでは、続きまして報告事項に移ります。

まず、「平成21年度の県農業関係施策と予算について」を、県農林水産局農林水産総務課企画室　●●室長さんから、ご説明いただきます。

●●室長　（資料6により説明）

議　長　ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたいします。

（質疑なし）

議　長　県におかれては、大変厳しい財政事情の中で、担い手対策や農業・農村の活性化対策などに、積極的に施策を展開していこうとされております。

我々、農業委員会系統組織としても、十分対応しなければならない、と思います。

続きまして、「平成21年度全国農業委員会会長大会スケジュールについて」ですが、

このことの日程等概要につきましては、既にお知らせしているところですが、詳細につきまして、事務局から報告いたします。

事務局　（資料7により説明）

議　長　ただ今のご説明について、ご意見ご質問がございましたら、お願いします。

（質疑なし）

議　長　それでは、会長さん方には、事務局から説明がありました、5月28日、29日の会長大会に、積極的にご出席いただくよう、お願いいたします。

続きまして、情報交換に入ります。

今回の情報交換のテーマを「広島県耕作放棄地再生利用協議会の活動について」として、同協議会の事務局であります県土地改良事業団体連合会から、これからの活動状況等について報告を行っていただくことにしております。

活動報告をいただいた後、意見交換を行っていただきたいと思います。

それでは、よろしくお願いします。

土改連　（資料8等により説明）

議　長　ただ今のご説明について、ご意見ご質問がございましたら、お願いします。

（質疑なし）

議　長　本日はありがとうございました。耕作放棄地の解消対策は、農業委員会系統組織としての最重要課題として取り組んでいる活動でもあります。

既に地域の耕作放棄地再生利用推進協議会が立ち上がっている市町では、この協議会の構成メンバーとして、関係機関等と一体となってより一層の耕作放棄地解消活動を展開いただくようお願いすると共に、まだ地域の協議会が設立されておられない市町におかれましては、一日でも早い協議会設立に向けて関係機関に働きかけをいただきます

ようお願いいたします。

そのほかに、各市町や関係機関からご紹介いただける活動などがございましたらお願いいたします。

（発言なし）

議　長　それでは、次回の情報交換につきまして、事務局からご説明いたします。

事務局　（会議員からテーマを募る）

（次回テーマとして「農外企業の参入状況」についてを提案する）

議　長　事務局から提案しました次回テーマについて、皆様のご意見、ご質問がございましたら、お願いいたいします。

（質疑なし）

議　長　質疑が無いようでございますので、来月は、事務局が申しましたテーマにより、情報交換をしていただきます。

本日、提案いたしました案件は、全て終わりました。

この際、会務全般について、ご意見があれば、お願いします。

（質疑なし）

議　長　以上で、本日、提案いたしました案件は、全て終わりました。

繰り返しとなりますが、次回の常任会議員会議は5月18日　月曜日　の午後1時30分から、当「土地改良会館」で、開催いたします。これをもちまして、本日の会議を終了いたします。　大変ご苦労さまでした。

【終了】　16:00